

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）修正（案）の概要

1 構 成

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）は、以下のとおり全4章で構成されている。

章	題 目	主な内容
第1章	総 則	計画の基本的事項や全般的な事項を規定
第2章	災害予防対策	原子力災害に係る体制の整備を規定
第3章	災害応急対策	原子力災害に係る初期対応を規定
第4章	災害復旧対策	原子力災害に係る長期的対応を規定

2 現行計画と修正案の比較

修正案の主な変更点は以下のとおりである。（_____は基本的な考え方へ変更があった箇所）

章	修 正 案	現 行
第1章	1 計画の基礎とすべき災害の想定 ①過酷事故による影響を前提 （修正） ②緊急事態における判断基準 （新規）	同 左 ①事故があつても遮へいや希釈の効果に期待
	2 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	防災対策を重点的に充実すべき地域
	①P A Z（新規） ②U P Z（新規）	①E P Z
	3 防災関係機関	同 左
	①U P Zを管轄する消防本部を追加（新規）	①E P Zを管轄する機関を記載
第2章	1 情報の収集・連絡体制の整備	同 左
	①災害に強い伝送路の構築 （新規）	

章	修 正 案	現 行
第2章 (続き)	2 対策拠点施設の整備	同 左
	①過酷事故を前提とした整備・維持管理（修正・新規）	①適切な維持管理等
	②非常用通信機器の整備（新規）	
	3 モニタリング体制	同 左
	①原子力規制委員会が統括（新規）	
	②緊急時の被ばく線量評価体制（新規）	
	4 複合災害への備え	新 規
	①資機材、要員の確保（新規）	
	5 避難計画の作成支援	同 左
	①P A Z、U P Z内の避難計画に係る考え方（新規）	
	6 避難所	同 左
	①避難所における設備等（新規）	
	②物資の備蓄等（新規）	
	7 災害時要援護者の避難誘導等体制に係る助言	同 左
	①施設に応じた対応など詳細内容を追加（修正）	①全般的な事項を規定
	8 緊急輸送活動体制	同 左
	①緊急性の高い区域から輸送できる体制の整備（修正）	①交通管理体制の整備
	②輸送関係の環境整備（新規）	
	9 緊急時医療体制	同 左
	①ヨウ素剤の適切な配備手順・体制の構築（修正）	①ヨウ素剤等の整備
	10 防災訓練	同 左
	①複合災害や過酷事故を具体的に想定した訓練（修正）	①実践的な訓練
	②各種訓練の実施（新規）	

章	修 正 案	現 行
第3章	1 警戒配備・災害対策本部・現地本部体制 ① U P Z 管轄機関から配備（修正）	同 左 ① E P Z 管轄機関から配備
	2 原子力被災者生活支援チームとの連携 ①緊急避難完了後の各種措置に係る連携体制（新規）	新 規
	3 緊急時モニタリング ①緊急時モニタリング実施計画に基づくモニタリング（修正） ②緊急時モニタリング実施計画改定への参画（修正）	同 左 ①特定事象等によるモニタリング開始措置
	4 屋内退避、避難等の防護活動 ①防護措置の判断基準を用いた迅速な防護活動（修正） ②緊急時モニタリングの結果による防護活動（修正）	同 左 ①予測的な手法による防護活動
	5 避難場所 ①指定施設以外の使用（新規） ②衛生環境の確保（新規）	新 規
	6 避難時のスクリーニング ①指針を踏まえたスクリーニングの実施（新規）	新 規
	7 安定ヨウ素剤の予防服用 ①指針を踏まえた予防服用（新規）	新 規
	8 災害時要援護者への配慮 ①関係機関との連携（新規） ②施設ごとの避難措置（新規）	同 左
	9 飲食物、生活必需品の供給 ①被災者のニーズに応じた供給（新規）	同 左

第3章 (続き)	10 緊急輸送体制	同 左
	① P A Z から円滑に避難を行うための交通規制 (修正)	①緊急度に応じた交通規制
11 緊急時医療活動	同 左	
	①緊急被ばく医療と災害医療の連携 (今後) ②スクリーニングレベルの実用的な値や測定方法 (今後) ③ヨウ素剤投与の判断基準や他防護措置との併用の在り方 (今後) ④被ばく線量の実測 (新規)	①一般医療の実施 ②放射線被ばく診断の実施 ③ヨウ素剤の予防服用指示
第4章	1 緊急事態解除宣言後	新 規
	①原子力被災者生活支援チームとの連携 (新規)	
	2 避難区域等の見直し	新 規
	①状況に応じた避難区域等の設定 (新規)	
	3 放射性物質による環境汚染への対処	放射性物質による汚染の除去
	①除染等の在り方 (今後)	
	4 被災者の生活再建支援	新 規
	①援助・助成措置等 (新規)	

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）修正（案）の詳細について

第1章

2 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域

- ①これまで、原子力発電所の半径10キロ程度のEZP（防災対策重点地域）を中心として準備していたが、新たに半径5キロ程度のPAZ（放射性物質放出前の迅速な防護措置を準備する区域）と、半径30キロ程度のUPZ（放射線による確率的影響を低減させるための防護措置を準備する区域）を導入した。（→区域の設定に係る考え方は資料3－3で説明）

第2章

3 モニタリング体制

- ①原子力規制委員会が司令塔となり、緊急時モニタリングを行うことについて追加した。
 （→緊急時モニタリングの事前準備、SPEEDIの活用方策の在り方については、原子力規制委員会が今後検討）
 ②緊急時の被ばく線量評価体制について追加した。
 （→線量評価の手順や技術的事項については、原子力規制委員会が今後検討）

5 避難計画の作成支援

- ①原子力発電所により近いPAZの避難等を優先するなど、市町村の避難計画策定の際の考え方を追加した。

9 緊急時医療体制

- ①安定ヨウ素剤の適切な配布・服用を行うための手順や体制、平常時の配備について追加した。
 （→安定ヨウ素剤投与の判断基準、他の防護措置との併用の在り方、配布や備蓄の在り方については、原子力規制委員会が今後検討）

第3章

3 緊急時モニタリング

- ①原子力規制委員会が司令塔となり策定する緊急時モニタリング実施計画に基づきモニタリングを実施することを追加した。
 （→緊急時モニタリング計画策定の在り方については、原子力規制委員会が今後検討）

②緊急時モニタリング実施計画の改定について、県が参画することを明確化。

4 屋内退避・避難等の防護活動

①S P E E D I 等による予測的な手法を用いた防護活動から、防護措置の判断基準等により活動を行うよう修正した。

(→E A L・O I L 等の防護措置の判断基準については、原子力規制委員会が今後検討)

②緊急時モニタリングの実測値をもって、防護措置を行っていくよう修正した。

(→緊急時モニタリングの在り方、O I L 等の判断基準については、原子力規制委員会が今後検討)

6 避難時のスクリーニング

①避難した住民に係るスクリーニングの実施について追加した。

(→スクリーニングレベルの実用的な値、使用すべき機器やその方法については、原子力規制委員会が今後検討)

7 安定ヨウ素剤の予防服用

①安定ヨウ素剤の予防服用について必要な措置を講ずることを追加した。

(→安定ヨウ素剤の投与基準、他の防護措置との併用の在り方、投与基準に関する責任の明確化については、原子力規制委員会が今後検討)

1.1 緊急時医療活動

①緊急被ばく医療部門と災害医療部門の連携について原子力規制委員会が今後検討

②放射線被ばく診断に係るスクリーニングレベルの実用的な値や測定方法について原子力規制委員会が今後検討

③安定ヨウ素剤の投与の判断基準や他の防護措置との併用の在り方について、原子力規制委員会が今後検討

④被ばく線量評価について原子力規制委員会が今後検討

第4章

1 緊急事態解除宣言後

①原子力緊急事態解除宣言後においても、現地対策本部や原子力被災者生活支援チームと連携して被災者支援を実施することを追加。

3 放射性物質による環境汚染への対処

①除染、健康管理等の在り方については、原子力規制委員会が今後検討

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定について

原子力災害対策指針

【区域設定の目的】

あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及び可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要である。

【区域の種類】

【PAZ】予防的防護措置を準備する区域
確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前
の段階から予防的に防護措置を準備する区域

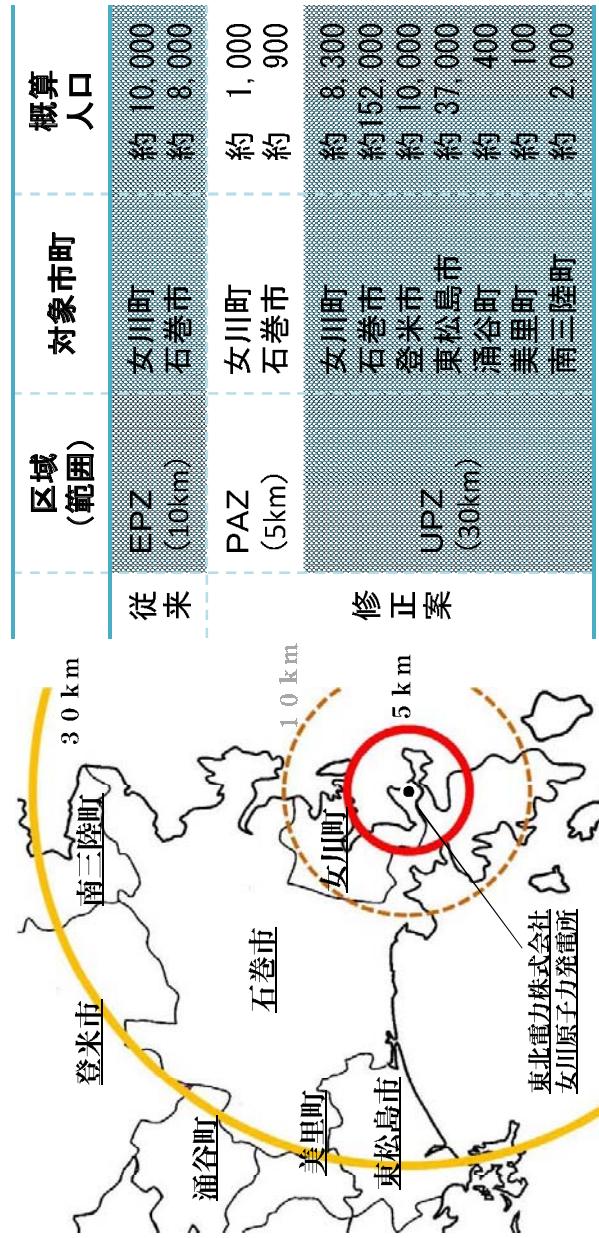
原子力施設から概ね半径5kmを目安

【区域の設定における留意点】

迅速かつ実効性のある防護措置が実施できる区域を設定するため、原子力災害対策重点区域内の市町村の意見を聽くとともに、上記のPAZ及びUPZの数値をひとつの目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要

【宮城県における区域の設定方針】

- 原子力災害対策指針(指針)で示された範囲である半径5km及び半径30kmを基準とする
- 行政区画を1つの単位とするが、市町の意見を踏まえ、隣接行政区等も対象



*登米市の人口に誤りがありましたので、修正しています。